

# 班 回 覧

由 防 危 第 0 9 1 2 0 0 1 号  
令 和 6 年 9 月 1 2 日

市民の皆様へ

由布市長 相馬 尊重

## 由布市災害被災者住宅再建支援金制度に関するお知らせについて

この度の台風10号により被災されました皆様方に心よりお見舞い申し上げます。  
由布市では、自然災害により住宅が全壊、半壊または床上浸水が発生した場合に被災者の方を支援する「由布市災害被災者住宅再建支援制度」を実施しております。  
つきましては、本制度の内容について市民の皆様へお知らせいたしますので、以下の項目に該当される世帯につきましては、ご確認をお願いします。

### 記

#### 【対象世帯】

- ①住宅が全壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
  - ②住宅が半壊した世帯
  - ③住宅が床上浸水した世帯
- ※全壊、半壊、床上浸水については、罹災証明書において認定された区分です。

#### 【提出書類】

- ① 由布市災害被災者住宅再建支援金支給申請書
- ② 住民票  
住民票交付にあつては、1回に限り交付手数料免除となりますので、交付時に再建支援制度でのご利用であることを窓口にお伝えください。  
また、交付手続きの際に罹災証明書が必要となりますのでご持参ください。
- ③ 罹災証明書
- ④ 住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険防止のため解体する必要があること、その他これに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体したことが確認できる証明書類
- ⑤ 加算支給支援金の支給申請を行う場合、住宅を建設、購入、補修若しくは賃借したこと又はこれらをしようとする事が確認できる契約書等の写し

裏面へ続く⇒

【支援内容（支給金額）】（単位：千円）

	基礎支給支援金	加算支給支援金		合計
全壊	1,000	再建・購入	2,000	3,000
		補修	1,000	2,000
		賃借	500	1,500
半壊	500	再建・購入・補修	800	1,300
		賃借	500	1,000
床上浸水	50			50

※上記票は複数世帯における支援額です。単数世帯（1人暮らしの世帯）における支援額は、複数世帯の支援額の3/4となります。

【申請方法】 罹災証明調査結果により、本支援金制度の該当となった方には、市から文書にて直接ご通知させていただきます。通知が届いた方につきましては同封の申請書および添付書類を持参の上、下記の申請窓口へ申請願います。

【お問い合わせ先】 防災危機管理課 TEL097-582-1140

【申請窓口】 挾間庁舎 地域振興課 TEL097-583-1111  
 本庁舎 防災危機管理課 TEL097-582-1140  
 湯布院庁舎 地域振興課 TEL0977-84-3111

※罹災証明に関するお問い合わせ 税務課 TEL097-582-1138